

議案第 6 2 号

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を削り、第 1 0 条を第 8 条とし、第 1 1 条を第 9 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（市川市使用料条例の一部改正）

2 市川市使用料条例（平成 1 1 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「別表第 2 0」を「別表第 1 9」に改め、同号を同項第 3 号とする。

別表第 19 を削り、別表第 20 を別表第 19 とする。

(市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和 2 年 4 月 1 日前にした行為（東山魁夷記念館自動車駐車場を使用したものに係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

東山魁夷記念館の入館者の利便性の向上を図るため自動車駐車場の使用料を無料とするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。